

情報プラザ

羽幌町役場 ☎ 2 - 1211
 インターネット
 ホームページアドレス
<http://www.town.haboro.hokkaido.jp/>
 E-メールアドレス
kikaku@town.haboro.hokkaido.jp
 町長室のメールアドレス
sawayaka@town.haboro.hokkaido.jp
 ご意見お待ちしております

□町長との語り合いの場
 『ふれあいトーク』
 5人～10人くらいのグループで
 開催日の10日前までに申込みを！

□出前講座（36講座）
 『ほっと講座はぼる』
 5人以上の団体やグループが
 主催する学習会等に町職員が
 講師として出向きます

☞お問合せ・申込み先
 企画課広報聴係
 (内線251～253)

●ホタルの電話 ☎ 2 - 1310
 1人でなやんで自分をイジメないで
 かけてみよう『ホタルの電話』

特別児童扶養手当について

- 特別児童扶養手当とは
 身体や精神に障害のある満20歳未満の児童について、児童の福祉増進を図るための制度です。
 - 特別児童扶養手当を受けることができる人は
 身体や精神にある程度の障害のある児童の父もしくは母、または父母にかわって児童を養育している人です。ただし、所得により制限があります。
 - 手当の額
 手当の額は児童の障害の程度（1級及び2級）と対象児童の人数により定められています。
 - 次のような場合は、手当を受けることが出来ません
 児童が・日本国内に住所がないとき
 ・障害を支給事由とする公的年金を受けることができるとき
 ・児童福祉施設などに入所しているとき
 父、母または養育者が日本国内に住所がないとき
 - 手当を受ける手続きは
 手当を受けるには、役場または役場支所で認定請求書に次の書類を添えて手続きをしてください。
 - ・請求者と対象児童の戸籍謄本
 - ・請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票の写し
 - ・診断書（専用の診断書が必要です。用紙は役場にあり）
 ただし、身体障害者手帳や療育手帳を所持している場合は省略できることがあります
 - ・その他、請求に必要な物（請求者の郵便貯金通帳及び印鑑）
- ▶町民福祉課国保医療年金係（内線106・107）

国 保

老人保健で医療を受けている方へ

住民税非課税世帯に属する方は、医療費の一部負担金と入院時の食事代が減額されます。（表参照）
 減額の適用を受けるためには、申請し、認定を受ける必要があります。

- 申請には次のものがが必要です。
 - ①老人保健の医療受給者証
 - ②健康保険被保険者証 ③印鑑
- 認定されると「老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。

区分	一般	低所得Ⅱ	低所得Ⅰ
外来限度額	12,000円	8,000円	
入院及び世帯限度額	40,200円	24,600円	15,000円
1日の標準負担額（食事代）	780円	650円 長期該当者は 500円	300円

低所得Ⅰの方で長期入院（過去1年間で90日以上
 の入院期間）のある方は申請されますと、さらに標準負担額（食事代）の減額が受けられます。（日額650円
 から500円へ）

低所得Ⅱとは、世帯員全員が住民税非課税の場合。
 低所得Ⅰとは、低所得Ⅱの条件を満たし、かつ世帯員全員が一定基準を待たしている場合。（一定基準とは、各種控除後の所得が0円となる場合です。）

▶町民福祉課国保医療年金係（内線106・107）

社会福祉

重度身体障害者 自動車改造費助成事業

この事業は、重度の身体障害者が就労などに伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費を助成する事業です。

- 助成対象者 / 町内に住所が有り、現在居住している身体障害者で、次の要件すべてに該当する方。
 - ① 身体障害者手帳 1 級または 2 級の交付を受けている肢体不自由の方
 - ② 就労などのために自ら使用する自動車の操向装置及び駆動装置等の一部を改造する必要がある方
 - ③ 前年の所得課税所得金額(各種所得控除後の額)が、改造給付を行う月の属する年の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない方。
 - 助成対象経費及び助成額
 - ① 助成対象となる経費は、操向装置及び駆動装置等の一部の改造に直接要した費用です。
 - ② 助成は、一人につき 1 台で 10 万円を限度とします。
- ▶ 問合せ先 / 町民福祉課社会福祉係(内線112)

献血のお知らせ

下記の日程で、移動献血車が巡回しますので、ご協力よろしくお願ひします。

- 実施日程 5月18日(火)～19日(水)

日程	実施場所	実施時間
18日 (火)	旧 N T T 羽 幌 営 業 所 前	9:00~10:30
	留萌信用金庫羽幌支店駐車場	10:40~12:00
	すこやか健康センター前	13:00~14:30
19日 (水)	川北老人福祉センター前	14:40~16:00
	北海道銀行羽幌支店前	9:00~10:30
	北るもい漁業協同組合前	10:40~12:00
	羽 幌 町 役 場 前	13:00~14:30
	道立羽幌病院前	14:40~16:00

- 献血の手順



- その他 / 献血カードをお持ちの方は、受付で必要になりますので必ず持参してください。
- ▶ 問合せ先 / 町民福祉課社会福祉係(内線113)

介護保険

訪問介護の利用者負担額が「4%」⇒「6%」になります

「介護保険訪問介護(ホームヘルプサービス)の利用者負担額」及び「生きがいホームヘルプサービス(介護保険外)の利用者負担額」が変わります。

所得税非課税世帯を対象に平成15年7月利用分から、利用者負担額「10%」のうち羽幌町が6%を負担し、利用者には4%の負担をしていただいていたましたが、平成16年7月利用分からは、羽幌町の負担が4%で利用者の負担は6%になります。なお、減額要件に該当する方については、別途申請手続きの案内などを6月上旬頃にお知らせする予定です。

平成16年7月以降の利用者負担額

(単位:円)

区分 利用時間	生活援助				身体介護			
	介護報酬 単 位	地域加算 (15%) 加算後の 単位×10	自立者・要支援者 ・要介護者		介護報酬 単 位	地域加算 (15%) 加算後の 単位×10	自立者・要支援者 ・要介護者	
			利用者負担 10% 課 税 者	利用者負担 6% 非 課 税 者			利用者負担 10% 課 税 者	利用者負担 6% 非 課 税 者
30分未満	-	-	-	-	231	2,660	266	160
30分以上1時間未満	208	2,390	239	144	402	4,620	462	278
1時間以上90分未満	291	3,350	335	201	584	6,720	672	404
以後30分ごとに加算	83	950	95	57	83	950	95	57

- ▶ 問合せ先 健康管理課介護保険係及び在宅介護支援センター係(☎2-6020)